

市内循環バス『川越シャトル』の路線見直し（案）の概要について

令和5年5月

都市計画部 交通政策課

1 見直しの趣旨

相対的に非効率な路線・便を利用実績の高い路線に振り向けることにより、「選択と集中」を図ることを通じて、適切な事業運営を行う必要があることから、川越シャトルの路線の見直しを行おうとするものです。

2 見直しの概要

(1) 川越シャトルの目的（役割）

- ① 路線バスを補完する公共交通機関として、かわまると一体となって交通空白地域の解消を目指すこと。
- ② 利用ニーズの高い住宅地や鉄道駅と主要公共施設を連絡する交通手段としての役割を果たすこと。
- ③ 高齢者や障害のある方に配慮した交通とすること。

(2) 川越シャトルの路線見直し案

平成30年4月以降の利用実績等をもとに、川越市交通政策審議会において、以下の4つの観点から検討が行われました。

- 未利用・低利用区間の統合・廃止の検討
- 長距離路線の短縮化の検討
- 同じルートを運行する路線に関する効率化の検討
- 1日片道2便の路線に関する必要性の検討

その結果、現状の路線を概ね踏襲しつつ、以下のとおり見直そうとするものです。

なお、路線数につきましては、現在の13から12に変更となります。

- 変更を行わない路線 9路線（10・11・20・21・22・23・30・31・40系統）
- 一部の低利用区間を廃止する路線 2路線（33・34系統）
- 運行ルートの一部を見直す路線 1路線（41系統）

○他の路線と統合する路線 1 路線 (32 系統)

※41 系統 …… 一般車両の事故が複数回発生している区間を見直します。

※32 系統 …… 多くの区間が他の路線 (30・31 系統) と同じルートであるため、統合します。

3 施行期日 (予定)

令和 6 年 4 月 1 日

4 その他

各路線の運行ダイヤについては、今般の路線の見直しが確定した後に、運行事業者において検討、調整のうえ決定されることとなります。

また、参考資料「川越シャトル 各路線案における見直しの方向性」は、川越市交通政策審議会において、運行事業者が今後運行ダイヤを検討する際に、見直しの方向性として求めるものとして取りまとめられたものであり、今回の意見募集の対象ではありません。